

平成25年度第1回流山市通学区域審議会会議録

- 1 日 時 平成25年9月19日(木)
午前10時20分～11時48分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎 301会議室
- 3 出席委員 長岡委員、井上委員、山本委員、杉浦委員、村上委員
石井委員、鈴木委員、酒巻委員、平手委員、志垣委員、
藤野委員、藤原委員、高木委員
- 4 欠席委員 長倉委員
- 5 事務局 後田教育長
亀田学校教育部長
鈴木学校教育部次長兼学校教育課長
学校教育課 中野課長補佐、小林係長、遠藤管理主事
下出事務員
- 6 議 題 (1) 会長、副会長選出について
(2) 審議会の公開及び会議録の作成方法について
(3) 通学区域について
(4) 通学区域の見直しについて
- 7 傍聴人 なし

(中野課長補佐)

ただいまから、平成25年度第1回流山市通学区域審議会を開催いたします。本日の日程としましては、はじめに、教育長から皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。続きまして「会長及び副会長の選出」を行い、その後、「審議会の公開及び会議録の作成方法について」「通学区域について」「通学区域の見直しについて」事務局から説明をさせていただきます、そして皆様に審議いただく予定となっております。

それでは、後田教育長から委嘱状を交付させていただきます。教育長が皆様の席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが順番が参りましたら、御起立願います。

《委嘱状交付》

(中野課長補佐)

教育長から御挨拶申し上げます。

《教育長挨拶》

(中野課長補佐)

本日は、委嘱後初めての会議でありますので、委員名簿順により皆様の紹介をさせていただきます。

《委員紹介》

次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員紹介》

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。流山市通学区域審議会条例第6条第2項で「会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定されております。本日の会議は、委員14名中13名の出席、1名の欠席で委員の半数以上の出席ですので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、事前に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。審議会次第、委員名簿、議題3通学区域について、議題4通学区域見直しについて(A4版)、資料として1頁から19頁ですが、不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、会議録作成のため録音をさせていただきますので、御了承願います。

続きまして、議題1「会長、副会長選出について」ですが、本審議会では現在会長を選出しておりませんので、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出に入らせていただきます。なお、本審議会は流山市通学区域審議会条例第6条の規定に会長が会議の議長となると定められておりますが、まだ会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、教育長が仮議長を務めさせていただきます。教育長は仮議長席へお願い致します。

(後田教育長)

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、会長の選出に入らせていただきます。互選の方法といたしましては、立候補や指名推薦などの方法等が考えられる訳でございますが、何か御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

(藤原委員)

事務局で指名してください。

(後田教育長)

会長に杉浦委員にお願いします。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(後田教育長)

異議なしということですので、杉浦委員に会長をお願いします。それでは、杉浦会長、御挨拶をお願いします。

《杉浦会長挨拶》

(後田教育長)

それでは、会長が決定いたしましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきます。

(中野課長補佐)

教育長には、所用のためここで退席させていただきますので、御了承をお願い申し上げます。

《教育長退席》

(中野課長補佐)

ここからは、杉浦会長には議事の進行をお願い致します。杉浦会長は

会長席へお願い致します。

(杉浦会長)

それでは、次に副会長の選出ですが、副会長については、流山市通学区域審議会条例第5条第2項の規定では、委員の互選により選出と規定されていますが、いかがいたしましょうか。

(志垣委員)

会長に一任したいと思います。

(杉浦会長)

会長一任という意見がありました。皆さん、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉浦会長)

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。交通安全協会の山本委員にお願い致します。

(山本委員)

了承いたしました。よろしく申し上げます。

(杉浦会長)

よろしく申し上げます。それでは、議題2の「審議会の公開及び会議録の作成方法について」事務局から説明をお願いいたします。

(中野課長補佐)

議題2「審議会の公開及び会議録の作成方法について」御説明させていただきます。資料の3頁を御覧願います。

審議会の公開については、流山市市民参加条例第8条で、「審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができる定められているときは、この限りではありません。」と規定されております。当審議会では他法令の規定がありませんので、公開とさせていただきますのでよろしく申し上げます。

次に、会議録の作成方法についてですが、流山市市民参加条例第9条で、「審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。」と規定されております。6頁を御覧願います。流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針の第11条で、「審議会

等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として1か月以内に会議録又は議事要旨を調製しなければならない。」と規定されております。3頁を御覧願います。公表については、流山市市民参加条例第9条第2項で「会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議内容等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければならない」と規定され、公表の際には発言者を明らかにすることとされていますことから、会議録などの作成形式、決裁方法を定める必要がございます。

事務局といたしましては、会議録の作成につきましては、発言の一字一句を掲載するのではなく、発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えております。また、作成した会議録の確認方法としましては、発言者に要旨を確認後、会長及び副会長に内容を確認していただき、決裁を受けるという方法を考えております。

事務局からは以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

(杉浦会長)

事務局からの説明がありました。「審議会の公開及び会議録の作成方法について」のうち、「審議会の公開」については、流山市市民参加条例第8条で、「会議は公開」と規定されておりますのでよろしくお願いいたします。次に、事務局から説明のありました、「会議録の作成方法について」決めていただきたいということです。会議録は、会議終了後、原則1か月以内に議事案件を作成しなければならないとされております。

事務局の案としまして、形式としては、発言の趣旨をまとめた議事要旨としたい。その内容の確認方法としましては、発言者の方に要旨を確認後、会長、副会長の決裁を受けたいということですが、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

(藤原委員)

確認方法は、紙ですか、口頭ですか。

(中野課長補佐)

会議終了後、作成した会議録を郵送で発言者にペーパーで確認していただき、訂正があれば修正いたします。発言者の御了解をいただいた段階で公表したいと考えております。

(高木委員)

審議会は、録音されますがずっと保存するのか。

(中野課長補佐)

議事録を作成後は、録音は削除します。文書で発言者に郵送し、期限を定めて確認をお願いしたいと考えております。

(杉浦会長)

いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉浦会長)

異議なしということですので、会議録の作成方法については、事務局から提案があった方法で作成することとします。

次に、議題3「通学区域について」事務局から説明をお願いします。

(中野課長補佐)

委員の皆様方には、これから2年間、通学区域等の見直しについて、御審議をお願いするところですが、はじめに通学区域の決め方等の規定について、御説明させていただきます。

議題3 通学区域について御覧願います。

通学区域を定める法律につきましては、学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められ、本市では、小学校15校、中学校8校が設置されていますことから、就学すべき小学校、中学校を指定しなければなりません。

資料10頁を御覧願います。本市の児童・生徒が就学すべき流山市立小学校及び中学校の通学区域については「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」で定めております。

次に、どのような規定等を踏まえて通学区域を検討するか御説明いたします。

資料の16頁を御覧願います。通学距離について御説明いたします。

通学距離の規定につきましては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令で、「通学距離は、小学校にあってはおおむね4km、中学校にあってはおおむね6km以内であること。」と定められており、

市内の小中学校は同規定に則り、小学校は4 km以内、中学校は6 km以内の通学距離となっております。

資料の17頁を御覧願います。次に、通学区域について御説明いたします。通学区域については、法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針で、次のようになっております。

「小学校」は、

- ① 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- ② 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- ③ 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。とされております。

「中学校」も同様でございます。

次に、通学経路について御説明いたします。通学経路につきましては、法令として規定はございませんが、文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とされております。

資料の16頁を御覧願います。次に適正な学校規模について御説明いたします。

学校規模の学級数につきましては、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校の学級数については、同規則第79条に「第41条の規定は、中学校に準用する」と規定されております。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件は「おおむね12学級以上18学級まで」とされている。

市内の現状としましては、小学校15校の内、11学級以下が2校、12学級以上18学級以下が4校、19学級以上が9校でございます。

中学校8校の内、11学級以下が2校、12学級以上18学級以下が5校、19学級以上が1校でございます。

次に、地域コミュニティについて御説明いたします。地域コミュニティについての規定はございませんが、通学区域の設定や見直しをする時に、地域コミュニティを考慮すべきと考えております。

学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っているとともに、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要があると考えております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

(杉浦会長)

事務局からの説明が終了しました。初めて、規定等のお話を聞いた方もおられると思いますが、確認したい点、質問、御意見等がありましたらお願いします。

(高木委員)

配付された資料の小中学校の一覧表には、新設小中学校が入っていませんが。

(中野課長補佐)

一覧表には、新設小中学校は入っておりません。新設校は、平成27年4月に開校予定です。

(藤原委員)

今、質問するのが適当であるか分かりませんが、私のテーマとしております駒木台、青田地区の子ども達が、なぜ柏市に行くようになったのか。それは、どのような規則か。後で、説明があればいいのですが……。

(鈴木次長)

他市との関係があります。流山市通学区域審議会で審議していただく内容は、地域の開発や道路の開通により市内の学校で指定されている区域が現状と合っていないと思われる地域がいくつかあり、そのままにするのではなく、その辺を御審議していただくものです。他市との交渉をこの場で審議することには、ならないと思います。他市との関係については、区域外就学となり、流山の子どもが柏市へ、あるいは柏市の子どもが流山市の学校に、さまざまな事情により通学することがあります。距離、安全性、いじめ、不登校、DV等のさまざまな事情があります。

柏市に区域外就学する場合は、柏市教育委員会が認めれば通学できるものです。

（藤原委員）

今の説明では、この審議会では、話題として適さない。扱わないと説明がありました。例えば、江戸川台ネオハイツは、183世帯で、子どもが7人で、全員、西原小に通学している。民生委員から言われましたが、西原小学校からは流山市が行っているように学校懇談会に招待されない。流山市内より問題だと思います。そのために委員になったので、議題にしないのであれば、選考の時に説明してくれればよかった。実は、とっても大きな問題です。コミュニティが成り立たない。私は、人を介して確認したのですが、江戸川台地域の問題もあり、その問題の中で扱ってもらえればどうでしょうと言われた。鈴木委員も大変苦労された。我々の地域の将来のコミュニティはどうなるのか心配した。子どもがいないコミュニティはありえない。議題にしないではなく、考えてください。会長どうですか。

（杉浦会長）

藤原委員から、地域コミュニティの形成と学区の点から発言がありました。審議会の位置付け、審議会で審議できる案件、藤原委員の指摘のコミュニティ形成の問題はあると認識しますが、そこまで、審議会で審議できるのか。

（鈴木委員）

両方大変だと思います。藤原委員が心配している事も議題に入れていただければと思いますが。

（鈴木次長）

通学区域を決めるにあたり、さまざまな要件として、当然、コミュニティもありますが、コミュニティだけを重視して通学区域を決めるわけにはいきません。子どもたちの安全なども兼ね合いの基に通学区域が判断されるものと思われま。通学の距離だけでもいかないし、それらを勘案しながら、審議会を進めていきたいと考えております。藤原委員が、今のコミュニティの中で、他市に子ども達が通学していることは、大きな問題であるとのことは、私も認識しており、どうでもいいとは思っておりません。審議会の中で、対柏市とか対松戸市の内容を審議会です

合う内容となることは難しいと考えております。

(藤原委員)

コミュニティの事に関する条文はどこに書いてありますか。

(中野課長補佐)

条文はありません。先ほど、説明いたしました。通学区域の決め方として、学校の規模、通学距離、通学区域だけで決めるのではなく、コミュニティも含めて決めております。規則的なものはございません。

(藤原委員)

区域外就学について、手続き上で、柏市、松戸市等の近隣と協定を結んだ書類があればくださいと言ったわけです。それがなければ我々は判断できない。なぜ、区域外就学が決まったのか。

(杉浦会長)

委員の方々に言葉の説明をします。市内で指定された学校を指定学校と言います。色々な事情で市内の指定された学校以外に変えたいのが指定学校変更と言います。市外に変えたいのが区域外就学となります。その辺を含めて、事務局から説明願います。

(遠藤管理主事)

指定校を決めることは、学校教育法施行令第5条ですが、8条に、指定校を決める場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。市内でも市外でもできると規定されております。保護者の申出がなければ変更することはしません。受け入れ側、今の話しでは駒木台から柏市になりますが、保護者が柏市の教育委員会に申立をして、教育委員会が受け入れるか、受け入れないかを判断します。柏市では、西原小学校については、申出があれば受け入れるが、十余二小学校については、クラス数不足で、兄弟が在籍している以外の新規は受け入れない状況です。

(藤原委員)

流山市がどう考えるか聞きたい。柏市の対応ではなく流山市がそういう事がいいと考えているか聞きたい。

(亀田部長)

学校区については、各自治体によりさまざまな対応をしております。流山市は教育委員会で学校区を指定し、それを堅持しております。全国

的には、学校選択制で学校を保護者、子どもが選べる方式をとっている自治体もあります。過去には、流山市はどのようにして自由学区制にしないのかという御意見をいただいたこともありました。流山市としては、子どもはその地域で育ち、そして、活動の範囲が広がっていく。地域から外への教育理念を持っておりましたので、それを堅持してまいりました。昨今、家庭教育の在り方、子ども実態等で、いじめの問題、学校不適應等、さまざまな事情があります。文部省時代に、そのような子供たちがいる中で、各自治体は、柔軟に学校区を変更するなり、保護者の要望に応じて耳を傾け、対応するよう文部省から通知があり、流山市は対応しております。流山市は学校区を今後も堅持していきたいと考えております。子どもの通学の安全やさまざまな個別の事情で、隣の柏市に区域外就学する場合、受け入れるかは柏市側の判断です。同様に柏市から流山市に長い間、通学している子どもがいるのも実態です。そのような事を含めまして、今後、あり方についても話題になっていくものと考えております。

(長岡委員)

私は、補導員として地域のパトロールをしております。たまたまネオハイツの話がありましたが、問題となっていたのが、目の前に学校があるのに、地域内にいるから八木北小学校まで通わなくてはいけない。親の立場とすれば、目の前の小学校に行かせたい。反対に隣に八木北小学校があるのに西原小学校に。ネオハイツのように西原小学校が目の前にあるのに八木北小学校に通う。交通の問題や不審者の問題がたくさんあると思います。親の立場では、目の前の学校に行かせたいというのは心情じゃないかと思います。是非、自治会長さんにも理解していただきたいと思いますが。一番は子どもの安全ですので。

(藤原委員)

通学途中で事故が起きた事例で、たくさんあると思いますので統計をとってみてください。近いから安全、遠いから違う。私が、リサーチして感じているのは、親の意見は近いからです。それだけです。どう見ても、4 kmの範囲に入って適している。

(杉浦会長)

区域外就学の解釈の部分と現実の共有する部分があると思いますが、

今日は、現実を共有して、今後、議論するというところでよろしいでしょうか。

(藤原委員)

了承

(杉浦会長)

先ほど、事務局から通学区域の前段の説明がありました件について、他に質問等がありましたらお願いします。

ないようでしたら次に、議題4「通学区域の見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

(中野課長補佐)

次に、議題4「通学区域の見直しについて」御説明いたします。

通学区域の見直しについては、平成27年4月、市野谷に開校予定の新設小中学校の通学区域の設定及び同校に隣接する小中学校の「小山小学校、八木北小学校、流山北小学校、八木南小学校、常盤松中学校、西初石中学校、南部中学校、八木中学校」の通学区域の変更について、平成23年8月1日から通学区域審議会で審議をお願いし、平成24年11月8日に同審議会から新設小中学校の区域の設定及び同校に隣接する通学区域の変更について、答申をいただき、平成27年4月から新たな通学区域になる予定です。

新設小中学校以外の通学区域について、先ほど、教育長の挨拶の中でもありましたが、宅地開発や道路整備等により通学区域の環境が変わっている区域があり、指定された学校への就学が困難な方が、指定学校変更により指定された学校以外の学校に通学している児童・生徒が多く在籍している学校があります。そのような状況の学校の通学区域について、検証を行いたいと考えております。

資料の18頁を御覧願います。

指定学校変更及び区域外就学について、御説明いたします。

児童・生徒が就学する流山市立の小中学校については、流山市教育委員会で通学区域に基づき指定しています。しかし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、流山市教育委員会に申請することにより、指定された学校以外の小中学校への通学が認められる場合があります。

区域外から認められる場合としましては、(1) 地理的条件に関する理由 (2) 転居に関する理由 (3) 身体に関する理由 (4) 教育的配慮に関する理由 (5) 個別事情に関する理由 (6) その他、児童・生徒の具体的な状況に応じて、教育委員会が相当と認める場合が規定されておりますが、その内、(1) 地理的条件に関する理由については、先程御説明いたしました。道路整備や宅地開発等により通学区域の環境が変わっていることから見直しを検討したいと考えております。

議題4の通学区域の見直しについて①指定学校変更等の状況を御覧願います。

平成25年5月1日現在の各小中学校の児童・生徒数、クラス数、学区内・指定学校変更・区域外就学の状況が記載しています。

指定学校変更が多い学校は、小山小学校318人、江戸川台小学校135人、西初石小学校74人、鱈ヶ崎小学校56人となっております。

中学校では、北部中学校89人、常盤松中学校27人となっております。

初めに、小学校の状況について、御説明いたします。

小山小学校については、昨年度審議会で、御審議をお願いしました区域ですが、流山北小学校区の市野谷の一部や八木北小学校区の駒木の一部から小山小学校に多くの児童が指定学校変更により通学していましたが、平成27年4月から新設小学校の通学区域の設定及び同校の近隣校の通学区域の変更により大幅に削減される見込みです。

江戸川台小学校を説明いたします。児童、生徒数は、平成25年5月1日現在で、特別支援学級は含んでおりませんが、江戸川台小学校は、学級数19、児童数614人です。江戸川台駅の東口、西口の区域で、江戸川台東1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、江戸川台西1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、美原1丁目の一部、こうのす台の一部が区域で、先程、御説明いたしました。指定学校変更児童数は、135人です。

同校への指定学校変更をしている児童は、同校の通学区域に隣接する区域全般から通学している状況ですが、青田、東初石1丁目（常磐自動車道の北側区域）は、八木北小学校の通学区域になっておりますが、江戸川台小学校への通学を認めている区域です。また、同区域の保護者からは、窓口等で、通学区域の見直しの要望があります。

次に、西初石小学校を説明いたします。西初石小学校は、学級数20、児童数645人で初石駅の西口側が区域で、西初石1丁目の一部、2丁目、3丁目、4丁目、上新宿新田の一部、上新宿、若葉台、桐ヶ谷、谷、上貝塚、大畔、下花輪の一部、三輪野山五丁目の一部が区域で、同校への指定学校変更数は74人となっております。

同校の指定学校変更を認めている区域としましては、西初石5丁目の一部を小山小学校区域となっております方と西初石1丁目の新川小学校の区域の方が指定校変更により西初石小学校に通学しております。西初石5丁目の一部については、平成27年4月1日から西初石小学校の通学区域となりますので改善されますが、西初石1丁目については、都市計画道路東深井・市野谷線が開通したことにより、沿線に住宅が建てられ、若い世代の方々が住まれています。西初石1丁目については、交通事故も起きており、西初石小学校区域の見直しをするよう要望書が提出されています。

次に、鰯ヶ崎小学校を説明いたします。鰯ヶ崎小学校は、学級数17、児童数542人で流鉄流山線の鰯ヶ崎駅周辺が区域で、南流山1丁目、4丁目、5丁目、鰯ヶ崎が区域となっております。現在、学区内の鰯ヶ崎地区で土地区画整理事業が施行されております。同校への指定学校変更数は56人となっております。

同校の指定学校変更を認めている区域としましては、宮園1丁目（八木南小学校区域）と西平井の一部（流山小学校）となっておりますが、指定校変更により鰯ヶ崎小学校に通学している。

西平井の指定校変更の多い区域は、中学校は南部中学校が指定校となりますが、南部中学校には約2.5km、南流山中学校には1.5kmであることも踏まえて、指定校変更の申請をしているようです。鰯ヶ崎小学校に指定校変更した児童は、中学校も指定校変更により南流山中学校に通学する生徒が多い状況です。

西平井、鰯ヶ崎地区ついて、現在、行政区域制度審議会で字の区域及び名称の審議を進めておりますので、その審議結果や将来のコミュニティを踏まえて通学区域の見直しをすべきと考えております。

次に北部中学校を説明いたします。生徒数522人で16教室です。富士見台、小屋、南、富士見台1～2丁目、北、中野久木、平方村新田、

美原 1 ～ 4 丁目、江戸川台東 1 ～ 3 丁目、江戸川台西 1 ～ 4 丁目、西初石 1 丁目の一部、上新宿新田の一部、平方の一部が区域となっており、同校への指定学校変更数は 89 人となっております。

指定学校変更の多い区域としましては、江戸川台東 4 丁目とこのす台の一部で、小学校の指定学校が江戸川台小学校、中学校が東深井中学校となっていることから、北部中学校への通学を希望し、認めているところです。江戸川台東 4 丁目、このす台については、北部中学校の区域にするよう要望書が提出されております。また、江戸川台小学校と同様に青田、東初石 1 丁目（常盤自動車道の北側区域）は、常盤松中学校の通学区域となっておりますが、江戸川台小学校への通学を認めている児童は、北部中学校への通学を希望していることから、認めている区域です。

次に常盤松中学校を説明いたします。生徒数 448 人、14 教室です。東初石 1 ～ 6 丁目、青田、駒木、駒木台、十太夫、美田の区域となっており、同校への指定学校変更数は 27 人となっております。

東武野田線の西側の市野谷について、南部中学校の区域ですが、小学校を指定学校変更により小山小学校に通学している状況から、常盤松中学校に通学している方がいますが、新設校が開校する 27 年度には解消されるものと考えております。

指定学校変更の状況について御説明いたしましたが、指定学校変更が一番多い小山小学校は、新設校の開校により解消が見込まれることから、江戸川台小学校及び北部中学校の区域に係る通学区域の見直しについて、次回の審議会から御審議をお願いしたいと考えております。

以上で、通学区域の見直しについて、説明をさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

（杉浦会長）

事務局からの説明が終了しましたので、皆様からの質疑、御意見を頂戴したいと思います。

（高木委員）

新設小中学校の名前は決まっているのか。

（中野課長補佐）

新設小中学校の校名については、7月11日から8月8日までに公募

を実施し、516件の応募がありました。その中から候補を決めて、今年中には、決めたいと考えております。

(藤原委員)

指定学校変更等の状況の表に、指定学校変更、区域外就学の比率(%)が記載されていない。それが記載されれば、委員の方々も分かりやすいと思う。また、区域外就学で流山市に通学している人数を記載しているが、流山市から他市に通学している人数も提供していただくとありがたいと思います。

(中野課長補佐)

要望があれば次回の審議会で資料を提供いたします。

(杉浦会長)

次回の審議会で提供願います。その他、御質問ございますか。質問がないようですので、今日の議題は終了させていただきます。その他として、事務局、何かあれば。

(中野課長補佐)

次回の審議会を12月12日(木)午後2時から流山市役所第2庁舎305会議室で開催いたしますので、御出席願います。

(高木委員)

審議会は、どのくらい開催しますか。

(中野課長補佐)

今年度は、3回予定しております。

(志垣委員)

地名変更を実施した方がよい地域があると思います。例えば、このす台の子は江戸川台小学校に通学しております。震災が多い時期ですが、自治会の避難する場所の指定があり、江戸川台小学校に通学している子どもが、指定避難場所が東深井小学校になることがあります。避難を考えると地名変更を考えてほしいと思うのですが。

(中野課長補佐)

地名変更については、総務課が担当しております。総務課や防災危機管理課に委員からそのような話があったことを伝えることでよろしいでしょうか。

(志垣委員)

お願いします。

(藤原委員)

審議会と市議会との繋がりはどのようになっていますか。25年度に審議会が答申したものは、市議会で審議するのか。

(中野課長補佐)

通学区域については、規則の改正になりますので、市議会では審議いたしません。ただし、新設小中学校については、審議会の答申を踏まえた通学区域について市議会に説明をしました。市議会で答申の内容について審議するものではありません。

(杉浦会長)

その他、ございますか。ないようであれば、審議会を終了します。次回の審議会は、12月12日に開催しますのでよろしくお願いいたします。長時間の審議ありがとうございました。皆様の御意見、資料について事務局よろしくお願いいたします。